

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 政令案の内容

電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の試験科目について試験を免除する場合における手数料の額を定めること。(第十条関係)

第二 施行期日

平成二十五年二月一日から施行すること。